

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者であることが明らかな者、又は、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号。以下「要綱」という。）別表 1 号に該当する（受注者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合（これらを「排除措置対象者等」と総称する。）は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。
- 2 受注者は、排除措置対象者等又は要綱第 6 条第 1 項の規定により、東京都の契約の相方の下請負人等とすることを認められていない者を相手方として、この契約に関連する契約（以下「関連契約」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、関連契約を締結する場合、この特約に準じた規定を契約書その他の書面に定めなければならない。
- 4 発注者は、受注者を除く関連契約の当事者（関連契約が数次にわたる場合は、その全てを含む。以下、「下請負人等」という。）が排除措置対象者等であることが判明した場合は、受注者に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 5 発注者は、4 の規定により必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、受注者が、正当な理由なくこれを拒否したと認められる場合は、この契約を解除することができる。
- 6 発注者は、1 又は 5 の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 7 1 又は 5 に定めるところによりこの契約を解除したときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 8 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団等（条例第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団及び暴力団関係者をいう。）から不当介入（事実関係及び社会通念に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、若しくは業務の適正な履行を妨げる妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合（下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、遅滞なく発注者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

- 9 前項の場合において、通報報告に当たっては、「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を発注者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を発注者及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 10 受注者は、この契約の履行に当たって、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受注者に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。
 - 11 受注者は、発注者がこの特約に定める暴力団等排除の取組を行うため、受注者に役職員名簿、資料、報告等の提出を求めた場合、速やかにこれを提出しなければならない。
 - 12 発注者は、前項の規定に基づき受注者から提供を受けた情報（個人情報を含む。）を警察当局及び国又は東京都に提供することができる。 ※1
 - 13 発注者及び受注者は、この特約に基づき知り得た個人情報を、この契約から暴力団等を排除する目的以外に使用してはならない。
 - 14 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、東京都職業能力開発協会の契約から排除する措置を講ずることができる。
- ※1 受注者が3の規定に基づき、関連契約において、この特約に準じた規定を定める場合は、「国又は東京都、警察当局、東京都職業能力開発協会（発注者）及び元請負人等に提供することができる」と規定し、関連契約を遡って国又は東京都まで情報提供が行われるようにすること。